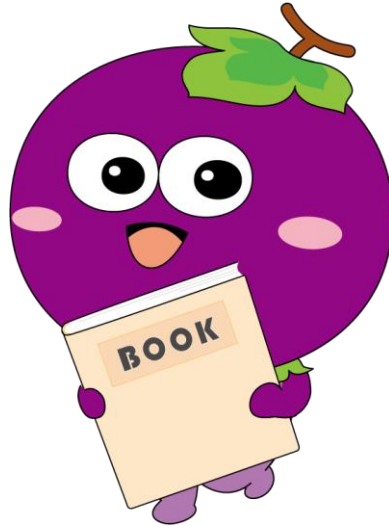


# 留守家庭児童会（学童保育）入会のご案内



## 事前予約制

### 《令和6年度 一斉受付について》

◆期 間 令和5年12月2日(土)～12月8日(金)

◆時 間 12月2日(土)・3日(日)……………10:00～16:30<12:00～13:00を除く>  
12月4日(月)～8日(金)……………10:00～18:30<12:00～13:00を除く>

◆場 所 羽曳野市役所 別館3階 大会議室

◆予約申込 11月6日(月)10:00から開始

オンラインにて事前に来庁予約を行います。右記の二次元コードから予約をお願いします。  
(電話予約不可。事前予約がない場合も当日の受付を行います。予約の方を優先とします。)

予約はこちらから



◆持 ち 物 入会の申請に必要な書類 ※詳しくは2ページをご覧ください。

◆「令和6年度一斉受付期間」以降の申請→次世代育成課窓口で随時受付

年度途中から利用開始の場合は、利用開始を希望する14日前まで(入会希望月の前月から受付)  
にお申し込みください。

※令和6年4月1日からのご利用を予定されている方は、必ず一斉受付期間に申請してください。

申請が遅くなると、事務手続き上、待機児童が発生していない場合でも4月1日からご利用できないことがあります。

入会相談を行っています。入会にあたり、お子様の様子等に不安のある方は申請時にご相談ください。

## 留守家庭児童会とは

就労や疾病等により、保護者が昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校の1年生から6年生までの児童を対象として、放課後に開設しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成を目指しています。

## 利用に必要な条件

羽曳野市内の学校に在学する1～6年生の児童のうち、保護者が次のいずれかに該当するもの。

- ①（就労） 1ヶ月に通勤時間を含む実労働時間64時間以上、16日程度労働することを6ヶ月以上予定していること。なお、放課後の時間に就労していること。
- ②（傷病） 傷病により、放課後において、児童の保護・育成ができないこと。
- ③（看護・介護）同居の家族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護しており、放課後において児童の保護・育成ができないこと。
- ④（在学） 在学により、放課後において児童の保護・育成ができないこと。

※育児休業中の入会はできません。産前・産後休暇の場合は入会、在会ともに可能です。

※夏休み等の長期休暇のみのご利用はできません。

## 入会の期間及び時間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの月曜日から土曜日（祝日を除く）

平日	授業終了時刻	～午後5時	集団下校
学校休業日（夏休み等）	午前8時30分	～午後5時	集団下校
土曜日	午前9時	～午後5時	集団下校（希望者のみ）
延長使用（土曜開会を除く）	午後5時	～最長午後6時30分	（希望者のみ）

ただし、次に該当する日は休会日となります。

- ① 日曜日、祝日
- ② 12月29日～翌年の1月3日まで
- ③ 8月10日から同月18日までの間において毎年度委員会が指定する日
- ④ 災害、暴風雨等で学校が休校又はそれに準じて一斉下校となった日
- ⑤ その他教育委員会が休会と認めた日

年度途中で入会の条件を満たさなくなった場合や、退会を希望される場合は「退会届」を提出してください。翌年度以降も入会を希望される場合は、新たに申し込みが必要となります。

## 費用について

日割り計算はありません。

- ・使用料 金額：5,000円/月 2,500円/月（入会児童の2人目以降）毎月月末
- ・延長使用料 金額：1,500円/月（使用料と併せて納付）
- ・土曜使用料 金額：1,000円/月（使用料と併せて納付）
- ・学童活動費 金額：3,000円/月【目安】（児童会を通して保護者会に納入）

※延長使用及び土曜使用をする場合は、通常の使用料とは別に延長使用料及び土曜使用料が必要です

## 入会申請時に必要な書類について

必要な書類	対象者			
①留守家庭児童会入会申請書【白色】（裏面：誓約書）	全員			
②入会児童調査票【桃色】	全員			
③在職・傷病証明書【黄色】（父・母・65歳未満の同居の祖父母）※1	全員			
④留守家庭児童会延長使用申請書【緑色】（高校生以上の保護者等のお迎え必須）	希望者			
⑤留守家庭児童会土曜使用申請書※2	希望者			
⑥留守家庭児童会使用料減免申請書（調査同意書）【水色】	希望者			
<p><b>⑥の申請に必要なもの</b></p> <p>下記のとおり、世帯全員の個人番号が確認できる書類            ○個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードのみ            ○個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない方は</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p><b>番号確認書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通知カード</li> <li>○住民票の写しなど （マイナンバーの記載があるものに限り）</li> </ul> </td> <td style="width: 10%; font-size: 2em;">+</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p><b>本人確認書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証</li> <li>○パスポート</li> <li>○健康保険証など</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※代理人の方が申請される場合は、本人からの委任状等が必要になります。</p>	<p><b>番号確認書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通知カード</li> <li>○住民票の写しなど （マイナンバーの記載があるものに限り）</li> </ul>	+	<p><b>本人確認書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証</li> <li>○パスポート</li> <li>○健康保険証など</li> </ul>	<p>⑥希望者のうち  <b>令和5年1月2日以降            に転入された方のみ</b>            ※3ページ  <b>使用料減免制度について</b>            をご参照ください。</p>
<p><b>番号確認書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通知カード</li> <li>○住民票の写しなど （マイナンバーの記載があるものに限り）</li> </ul>	+	<p><b>本人確認書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証</li> <li>○パスポート</li> <li>○健康保険証など</li> </ul>		

<p>【任意】 傷害・賠償保険 申込書（年間800円）</p> <p>ご加入の場合は受付時にお支払いください。（おつりがないようにご協力ください。）</p>	希望者
--	-----

※1 申込児童が複数いる場合は、人数分をコピーして代用してください。（次世代育成課ではコピーできません。）  
在職証明書の発行は、会社によって日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

※2 土曜使用の申請には、在職・傷病証明書にて保護者等全員が土曜日において、児童の保護・育成ができないことの証明が必要です。

## 入会決定・通知について

入会の可否は、通知書を自宅へ郵送します。

年度当初（4月）からの入会申し込みの結果は3月上旬ごろまでに通知します。

※施設条件、職員の配置状況等により、入会する児童に必要な保育が提供できないと判断した場合は、  
 入会できない場合があります。

## 使用料の減免制度について

使用料には減免制度があります。減免を受けることができる方は、下記のとおりです。

入会に必要な書類のうち、留守家庭児童会使用料減免申請書（調査同意書）に必要な事項を記入しご提出ください。

※延長使用料、土曜使用料及び学童活動費の多人数割引及び使用料減免はありません。

《減免対象者》

### 1. 生活保護世帯

2. 住民税非課税世帯 令和5年度非課税世帯 → 令和6年4月～6月分使用料減免  
令和6年度非課税世帯 → 令和6年7月～令和7年3月分使用料減免

### 3. 災害等により使用料の納付が困難と認められる世帯

※減免対象外となられた場合はすみやかにご連絡ください

※令和6年度から非課税世帯となられる場合は **6月末までに**申請してください。

令和6年7月分から使用料の免除が適用されます。

※年度途中の申請は、申請のあった翌月からの適用となります。なお、遡っての還付は致しませんのでご注意ください。

## 対象校及び開設場所・連絡先（在籍する小学校園の児童会に入会となります）

児童会（教室）名	対象学校	開設場所	児童会の電話番号（FAX兼用）
古市	古市小学校	古市小学校内	072-958-1935
古市南	古市南小学校	古市南小学校内	072-958-1999
駒ヶ谷	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷小学校内	072-957-0749
西浦	西浦小学校	西浦小学校内	072-958-0151
西浦東	西浦東小学校	西浦東小学校内	072-958-8103
白鳥	白鳥小学校	白鳥児童館内	072-957-1513
羽曳が丘	羽曳が丘小学校	羽曳が丘小学校内	072-956-2120
丹比	丹比小学校	丹比小学校内	072-939-4950
埴生南	埴生南小学校	埴生南小学校内	072-958-4999
埴生	はびきの埴生学園	はびきの埴生学園内	072-938-0343
高鷲	高鷲小学校	高鷲小学校内	072-938-4710
高鷲北	高鷲北小学校	高鷲北小学校内	072-954-7301
高鷲南	高鷲南小学校	高鷲南小学校内	072-953-3388
恵我之荘	恵我之荘小学校	恵我之荘小学校内	072-952-8696